

岩手県土地利用基本計画書新旧対照表(素案)

現行計画書	改定計画書(素案)	改定の考え方	国土利用計画岩手県計画(第五次)
<p>_____は改定計画書(案)と比較して改正される箇所に下線を引いているもの。</p> <p>前文 土地利用基本計画策定の趣旨</p> <p>この土地利用基本計画(以下「基本計画」という。)は、岩手県の区域について、適正かつ合理的な土地利用を図るため、国土利用計画法第9条の規定に基づき、国土利用計画(全国計画及び岩手県計画)を基本として策定した。</p> <p>この基本計画は、国土利用計画法に基づく土地取引規制及び遊休土地に関する措置、土地利用に関する他の諸法律に基づく開発行為の規制その他の措置を実施するに当たっての基本となる計画である。</p> <p>すなわち、都市計画法、農業振興地域の整備に関する法律、森林法、自然公園法、自然環境保全法等(以下「個別規制法」という。)に基づく諸計画に対する上位計画として行政部内の総合調整機能を果たすとともに、土地取引に関しては直接的に、開発行為については個別規制法を通じて間接的に規制の基準としての役割を果たすものである。</p> <p>また、個別規制法による規制の空白を埋めるための橋渡し及び個別規制法による規制・誘導措置の準備が整うまでの繋ぎ役としての役割が期待できるものである。</p>	<p>_____は現行計画書と比較して改正する箇所に下線を引いているもの。</p> <p>前文 土地利用基本計画策定の趣旨</p> <p>この土地利用基本計画(以下「基本計画」という。)は、岩手県の区域について、適正かつ合理的な土地利用を図るため、国土利用計画法第9条の規定に基づき、国土利用計画(全国計画及び岩手県計画)を基本として策定しました。</p> <p>この基本計画は、国土利用計画法に基づく土地取引規制及び遊休土地に関する措置、土地利用に関する他の諸法律に基づく開発行為の規制その他の措置を実施するに当たっての基本となる計画です。</p> <p>すなわち、都市計画法、農業振興地域の整備に関する法律、森林法、自然公園法、自然環境保全法等(以下「個別規制法」という。)に基づく諸計画に対する上位計画として行政部内の総合調整機能を果たすとともに、土地取引に関しては直接的に、開発行為については個別規制法を通じて間接的に規制の基準としての役割を果たすものです。</p> <p>また、個別規制法による規制の空白を埋めるための橋渡し及び個別規制法による規制・誘導措置の準備が整うまでの繋ぎ役としての役割が期待できるものです。</p>	<p>全体を「です・ます」調に統一。</p> <p>「前文」</p> <p>1段落目は法的根拠について記載。</p> <p>2、3段落目は国土利用計画法施行時の事務次官通達に示す「土地利用基本計画の性格」から引用。S62計画から記載。</p> <p>4段落目は国の研究会報告(H21)に示す「具体的な活用に応じた概念」から引用加筆。前回(H22)改定時から追加。</p> <p>土地利用制度は前回改定時から変更ないことから、前文の表記は現計画と同内容とする。</p> <p>土地利用基本計画については、国土利用計画法第9条の規定のほか、土地利用基本計画作成要領を参考にして、①土地利用の基本方向、②五地域区分の重複する地域における土地利用に関する調整指導方針、③土地利用上配慮されるべき公的機関の開発保全計画について策定してきたところ。</p> <p>今回の改定にあたって、国土利用計画法等の制度改正がないことから、これまでと同様の考え方のもとで改定を行うこととするもの。</p>	

現行計画書	改定計画書（素案）	改定の考え方	国土利用計画岩手県計画（第五次）
<p>1 土地利用の基本方向</p> <p>(1) 県土利用の基本方向</p> <p>県土は、<u>現在及び将来における県民のための限られた資源であるとともに、生活及び生産を通ずる諸活動の共通の基盤であることから、県土の利用は、公共の福祉を優先させ、自然環境の保全を図りながら、健康で文化的な生活環境の確保や自立と共生による地域社会の形成を基本理念として、総合的かつ計画的に行う。</u></p> <p><u>このため、県土利用をめぐる状況変化や課題を踏まえ、自然的土地利用の減少抑制と県土利用の質的向上を図るものとする。</u></p> <p><u>その際、土地利用に係る横断的観点にも留意して、各種施策を総合的に推進するなど、県土利用の総合的マネジメントを進めることにより、より良い状態で県土を次世代へ引き継ぐこと、すなわち「持続可能な県土管理」を行うものとする。</u></p> <p>ア 土地需要の量的調整</p> <p><u>人口減少下であっても当面増加する都市的土地利用については、低・未利用地の有効利用の促進により、その合理化及び効率化を図るとともに、計画的に良好な市街地の形成と再生を図る。</u></p> <p><u>一方、農林業的利用を含む自然的土地利用については、農林業の生産活動とゆとりある生活環境の場としての役割に留意して、適正な保全を図る。その際、地球温暖化防止、食料等の安定供給と自給能力の向上、自然循環システムの維持、生物多様性の確保等にも配慮する。</u></p> <p><u>また、都市部における低・未利用地の優先利用による自然的土地利用からの転換抑制や、農用地の適切な保全による耕作放棄地の発生防止等を通じて、自然的土地利用の減少を抑制することを基本とする。</u></p> <p><u>森林、原野、農用地、宅地等の相互の土地利用の転換については、一旦転換した後に元の地目に戻ることが困</u></p>	<p>1 土地利用の基本方向</p> <p>(1) 県土利用の基本方向</p> <p><u>人口減少社会の到来、自然環境と美しい景観等の変化及び自然災害への対応の必要など、県土利用をめぐる状況が大きく変化する中において、国土利用計画法に定める理念を踏まえつつ、時代の要請に応え、限られた資源である県土の総合的かつ計画的な利用を通じて、その安全性を高め、持続可能で豊かな県土を形成する県土利用を目指します。</u></p> <p><u>そこで、本計画は、「県民の暮らしを支える県土利用」、「自然環境や美しい景観を守り活かしていく県土利用」、「安全・安心を実現する県土利用」の3つを基本方針とし、ア～ウにその考え方を示します。</u></p> <p><u>また、人口減少社会において、このような県土利用を実現するための考え方をエ・オに示します。</u></p> <p>ア 県民の暮らしを支える県土利用</p> <p><u>人口減少下においても増加している都市的土地利用について、行政、医療・介護、福祉、商業等の都市機能や居住を中心市街地に集約し、郊外部への市街地の拡大を抑制します。その際には、地域の状況や被災地における復旧・復興の状況も考慮することが重要です。</u></p> <p><u>中心部では、低・未利用地や空き家を有効利用すること等により、市街地の活性化と土地利用の効率化を図ります。また、適切な管理が行われていない空き家については、住民に危険が及ぶことのないよう必要な措置を講じます。一方、その外側では、低密度化を踏まえた公共サービスのあり方や、公園、農地、森林等の整備及び自然環境の再生などの新たな土地利用等を勘案しつつ、地域の状況に応じた対応を進めます。また、ひとつの地域だけでは十分な機能を備えることが難しい場合には、地域の状況を踏まえ、地域がネットワークで結ばれること</u></p> <p><u>によって必要な機能を享受する取組を進めます。</u></p> <p><u>農林業的土地利用については、優良農地を確保し、県</u></p>	<p>「1 土地利用の基本方向」</p> <p>土地利用基本計画は五地域の土地利用の基本的な考え方やその調整について定めるもの（国土利用計画法第9条第3項）であり、具体的には「1 土地利用の基本方向」として県土利用の総合的な考え方とともに五地域の土地利用の基本的な考え方を示す。</p> <p>これらは国土利用計画岩手県計画（第五次）（以下「第五次県計画」という。）の「2 県土の利用に関する基本構想」の「(1)県土利用の基本方針」、「(2) 地域類型別の県土利用の基本方向」及び「(3)利用区分別の県土利用の基本方向」において記述しており、土地利用基本計画においても第五次県計画との整合性を保つため同様の記述を引用することを原則的な考え方とする。</p> <p>第五次県計画「1 県土利用の現状と課題」「(2) 県土利用をめぐる基本的状況の変化と取り組むべき課題」の項目から「県土利用をめぐる状況の変化」を具体的に加筆し、県土利用の基本方向の考え方及び人口減少社会における県土利用の考え方を概略的に説明。</p> <p>「都市的土地利用」</p> <ul style="list-style-type: none"> 都市機能や居住の中心市街地への集約、郊外部への市街地拡大の抑制 <ul style="list-style-type: none"> (地域の状況や被災地の復旧・復興の状況にも配慮) 中心部における市街地の活性化と土地利用の効率化 <ul style="list-style-type: none"> (低・未利用地や空き家の有効利用) 郊外では地域の状況に応じた対応 <ul style="list-style-type: none"> (低密度化を踏まえた公共サービス、公園・農地・森林等の整備及び自然環境の再生などの新たな土地利用を勘案) 地域のネットワーク化による必要な機能の享受 	<p>_____は改定計画書（案）に引用した箇所を下線を引いているもの。</p> <p>1 県土利用の現状と課題</p> <p>(2) 県土利用をめぐる基本的状況の変化と取り組むべき課題</p> <p>ア 人口減少社会の到来等による県土への影響</p> <p>イ 自然環境と美しい景観等の変化</p> <p>ウ 自然災害への対応の必要</p> <p>2 県土の利用に関する基本構想</p> <p>(1) 県土利用の基本方針</p> <p>このように、<u>県土利用をめぐる状況が大きく変化する中において、県土を適正に利用するための総合的な計画としての本計画の位置づけは引き続き重要です。本計画は、国土利用計画法に定めるこの理念を踏まえつつ、時代の要請に応え、限られた資源である県土の総合的かつ計画的な利用を通じて、その安全性を高め、持続可能で豊かな県土を形成する県土利用を目指します。</u></p> <p><u>そこで、1で示した課題に取り組むため、本計画は、「県民の暮らしを支える県土利用」、「自然環境や美しい景観を守り活かしていく県土利用」、「安全・安心を実現する県土利用」の3つを基本方針とし、ア～ウにその考え方を示します。</u></p> <p><u>また、人口減少社会において、このような県土利用を実現するための考え方をエ・オに示します。</u></p> <p>ア 県民の暮らしを支える県土利用</p> <p><u>人口減少下においても増加している都市的土地利用について、行政、医療・介護、福祉、商業等の都市機能や居住を中心市街地に集約し、郊外部への市街地の拡大を抑制します。その際には、地域の状況や被災地における復旧・復興の状況も考慮することが重要です。</u></p> <p><u>中心部では、低・未利用地や空き家を有効利用すること等により、市街地の活性化と土地利用の効率化を図ります。また、適切な管理が行われていない空き家については、住民に危険が及ぶことのないよう必要な措置を講じます。一方、その外側では、低密度化を踏まえた公共サービスのあり方や、公園、農地、森林等の整備及び自然環境の再生などの新たな土地利用等を勘案しつつ、地域の状況に応じた対応を進めます。また、ひとつの地域だけでは十分な機能を備えることが難しい場合には、地域の状況を踏まえ、地域がネットワークで結ばれること</u></p> <p><u>によって必要な機能を享受する取組を進めます。</u></p> <p><u>農林業的土地利用については、優良農地を確保し、県</u></p>

現行計画書	改定計画書（素案）	改定の考え方	国土利用計画岩手県計画（第五次）
<p>難であること、生態系を始めとする自然の様々な循環系や景観に影響を与えることなどから、慎重な配慮の下に計画的に行う。</p> <p>その際、県土利用の質的向上における基本的視点にも十分に留意した土地利用転換を図ることとする。</p> <p>イ 県土利用の質的向上</p> <p>全体としては土地利用転換の動きが低下しているという状況の中で、県土利用の質的向上を一層積極的に推進し、「自然と共生し、循環を基調とした県土利用」「安全で安心できる県土利用」「快適でゆとりある県土利用」という三つの観点を基本とした県土利用を進める。その際、これら相互の関連性にも留意するものとする。</p> <p>(ア) 自然と共生し、循環を基調とした県土利用</p> <p>本県の有する豊かな自然環境を次世代に引き継ぐため、すべての県民の参画と協働により環境の保全を進めるとともに、多面的機能を有する農林業では特に、環境への負荷が少ない、自然のシステムにかなった県土利用を進め、世界に誇れる「環境王国いわて」の実現を図る。</p> <p>(イ) 安全で安心できる県土利用</p> <p>災害に対する地域ごとの特性を踏まえた適正な県土の利用を基本としつつ、災害時の被害の最小化を図る「減災」の考え方も踏まえ、河川、海岸、砂防、治山等の県土保全施設・防災施設の整備や災害に強い道路網整備を着実に進めるなど、地域レベルから県レベルまでのそれぞれの段階で県土の安全性を総合的に高めていく。</p> <p>(ウ) 快適でゆとりある県土利用</p> <p>快適な居住環境の中で生き生きと暮らすことができるよう、良好な生活環境の整備を促進する。</p> <p>特に、本県では、平泉などの歴史的遺産や伝統文化、岩手山などの重要な眺望景観が郷土への愛着と誇りをもたらしていることから、これらの歴史的遺産の保護活動の推進や、地域の自然や歴史・文化により形づくられた美しい景観や街並みの保全・形成を図ることにより、誇りうる岩手の文化的魅力の向上を図る。</p> <p>ウ 県土利用の総合的マネジメント</p> <p>(ア) 総合的な施策の推進</p> <p>土地需要の量的調整及び県土利用の質的向上を進めるに当たっては、都市的土地利用の無秩序な拡大が自然的土地利用に影響を及ぼすことや、農用地、森林、宅地等の個別の土地利用が相互に密接に関連</p>	<p>土保全等の多面的機能を持続的に発揮させるために良好な管理を行うとともに、農業の担い手への農地集積・集約や地域協働による農地等の保全管理を進めることなどを通じて、荒廃農地の発生防止及び解消と効率的な利用を図ります。また、県土の保全、水源の涵(かん)養等に重要な役割を果たす森林の整備及び保全を進めます。</p> <p>水循環については、都市的土地利用と農林業的土地利用、自然的土地利用を通じた、流域の総合的かつ一体的な管理等により、健全な水循環の維持又は回復を図ります。</p> <p>そのため、森林、原野等、農地、宅地等の相互の土地利用の転換については、人口減少下においても一定量が見込まれますが、土地利用の可逆性が低いことに加え、生態系や健全な水循環、景観等にも影響を与えることから、土地利用の転換は慎重な配慮の下で計画的に行うことが重要です。</p> <p>また、大規模太陽光発電施設、風力発電施設やバイオマス発電施設などの再生可能エネルギー関連施設の設置に際しては、周辺環境への影響の評価を十分行うとともに、周辺の土地利用状況や防災等に特に配慮します。</p> <p>さらに、土地の所有者が、所有地の良好な管理と有効利用に努めることを基本としつつ、所有者が管理・利用できない場合や所有者の所在の把握が難しい場合には、所有者以外の者の管理・利用を促進するなどの方策を検討することも必要です。</p> <p>イ 自然環境や美しい景観を守り活かしていく県土利用</p> <p>本県が将来にわたり保全すべき自然環境や優れた自然条件を有していることを踏まえ、「低炭素社会」「循環型社会」「自然共生社会」の3つの社会の実現に向けて取り組みます。</p> <p>そのため、気候変動による影響も考慮しつつ、自然環境の保全・再生を進め、森、里、川、海の連環による生態系ネットワークの形成を図ります。その際、県土を形づくり、県民生活の基盤となる生物多様性及び生態系サービスの保全と持続可能な利用を重視します。</p> <p>持続可能で魅力ある県土づくりや地域づくりを進めるため、社会資本整備や土地利用において、自然環境の有する多様な機能（生物の生息・生育の場の提供、良好な景観形成、気温上昇の抑制等）を活用した取組を推進します。また、地域におけるバイオマス等の再生可能な資源やエネルギーの確保と循環的な利活用に努めるとともに、このような資源を生み出す里地里山等の良好な管理と資源の利活用に係る知恵や技術を継承します。さらに、自然公園などの自然資源や、農山漁村における緑豊かな</p>	<p>「農林業的土地利用」</p> <ul style="list-style-type: none"> 県土保全等の多面的機能の持続的な発揮（優良農地の確保と良好な管理） 荒廃農地の発生防止・解消と効率的な利用（農地集積や地域協働による農地等の保全管理） <p>「水循環」</p> <ul style="list-style-type: none"> 健全な水循環の維持又は回復（都市的土地利用と農林業的土地利用、自然的土地利用を通じた流域の総合的かつ一体的な管理等） <p>「その他特記事項」</p> <ul style="list-style-type: none"> 計画的な土地利用転換（土地利用の可逆性、生態系や景観等への影響） 再生可能エネルギー施設の設置に係る環境影響評価及び周辺の土地利用状況や防災等への配慮 土地の所有者が管理・利用できない場合や所有者の所在の把握が困難な場合の所有者以外の者の管理・利用の促進の方策の検討 <p>『低炭素社会』『循環型社会』『自然共生社会』の実現</p> <ul style="list-style-type: none"> 森・里・川・海の連環による生態系ネットワークの形成（生物多様性及び生態系サービスの保全と利用） <p>「持続可能で魅力ある県土づくり、地域づくりの推進」</p> <ul style="list-style-type: none"> 自然環境の有する多様な機能を活用した取組の推進 地域における再生可能な資源やエネルギーの確保と循環的な利活用（里地里山等の良好な管理と資源の利活用に係る知恵や技術の伝承） 様々な地域間相互の交流・対流の促進 都市から地方への人の流れの拡大 	<p>土保全等の多面的機能を持続的に発揮させるために良好な管理を行うとともに、農業の担い手への農地集積・集約や地域協働による農地等の保全管理を進めることなどを通じて、荒廃農地の発生防止及び解消と効率的な利用を図ります。また、県土の保全、水源の涵(かん)養等に重要な役割を果たす森林の整備及び保全を進めます。</p> <p>水循環については、都市的土地利用と農林業的土地利用、自然的土地利用を通じた、流域の総合的かつ一体的な管理等により、健全な水循環の維持又は回復を図ります。</p> <p>そのため、森林、原野等、農地、宅地等の相互の土地利用の転換については、人口減少下においても一定量が見込まれますが、土地利用の可逆性が低いことに加え、生態系や健全な水循環、景観等にも影響を与えることから、土地利用の転換は慎重な配慮の下で計画的に行うことが重要です。</p> <p>また、大規模太陽光発電施設、風力発電施設やバイオマス発電施設などの再生可能エネルギー関連施設の設置に際しては、周辺環境への影響の評価を十分行うとともに、周辺の土地利用状況や防災等に特に配慮します。</p> <p>さらに、土地の所有者が、所有地の良好な管理と有効利用に努めることを基本としつつ、所有者が管理・利用できない場合や所有者の所在の把握が難しい場合には、所有者以外の者の管理・利用を促進するなどの方策を検討することも必要です。</p> <p>イ 自然環境や美しい景観を守り活かしていく県土利用</p> <p>本県が将来にわたり保全すべき自然環境や優れた自然条件を有していることを踏まえ、「低炭素社会」「循環型社会」「自然共生社会」の3つの社会の実現に向けて取り組みます。</p> <p>そのため、気候変動による影響も考慮しつつ、自然環境の保全・再生を進め、森、里、川、海の連環による生態系ネットワークの形成を図ります。その際、県土を形づくり、県民生活の基盤となる生物多様性及び生態系サービスの保全と持続可能な利用を重視します。</p> <p>持続可能で魅力ある県土づくりや地域づくりを進めるため、社会資本整備や土地利用において、自然環境の有する多様な機能（生物の生息・生育の場の提供、良好な景観形成、気温上昇の抑制等）を活用した取組を推進します。また、地域におけるバイオマス等の再生可能な資源やエネルギーの確保と循環的な利活用に努めるとともに、このような資源を生み出す里地里山等の良好な管理と資源の利活用に係る知恵や技術を継承します。さらに、自然公園などの自然資源や、農山漁村における緑豊かな</p>

現行計画書	改定計画書（素案）	改定の考え方	国土利用計画岩手県計画（第五次）
<p>することなどから、都市計画、農用地の利活用、森林の保全、自然環境の保全、廃棄物の処理などの県土利用に関する各種施策を連携させて総合的に推進し、森林地域、農業地域から都市地域に至る県土の連続性を損なうことなく、生態系の維持・保全や良好な景観の創出に配慮した土地利用調整を行う。</p> <p>あわせて、慎重な土地利用転換、土地の有効利用と適切な維持管理、再利用といった一連のプロセスを重視した適正な土地利用を推進する。</p> <p>その際、行政区域を越えた土地利用の及ぼす影響を踏まえ、地域間の適切な調整を図るための取組を促進・支援していく。</p> <p>また、土地利用規制の及ばない白地地域の発生を回避するよう努めるものとするが、やむなくそのような地域が生じ、将来の無秩序な開発等が懸念される場合には、他の個別規制法の区域・地域の指定を検討する。</p> <p><u>（イ）多様な主体の連携・協働による県土管理</u></p> <p>県土の管理に当たっては、土地所有者以外の者が、それぞれの特長を生かして県土の管理に参加することにより、県土の管理水準の向上など直接的な効果だけでなく、地域への愛着のきっかけや、地域における交流促進、土地所有者の管理に対する関心の喚起など適切な県土の利用に資する効果が期待できる。</p> <p>そのため、国、県、市町村による公的な役割の發揮や所有者等による適切な管理に加え、県民、NPO、企業等の多様な主体による森林づくりや農地の保全管理、良好な市街地環境の保全・形成など、県民一人ひとりが県土管理の一翼を担う取組を促進していく。</p> <p>あわせて、まちづくりや生産活動など、多くの役割を担っている地域コミュニティの維持・再生を支援することにより、県土の適切な維持・管理を促進する。</p> <p><u>エ 地方分権の進展に対応した県土利用</u></p> <p>今後の県土利用に当たっては、住民にとって最も身近な地方自治体である市町村の果たす役割が極めて高くなってきていることから、広域に影響を及ぼすもの以外の土地利用諸規制等の権限について、市町村への移譲を推進するとともに、今後の地方分権の進捗状況を十分に踏まえる必要がある。</p> <p>また、市町村合併の進展を踏まえて、市町村における効率的な土地利用の促進や各種土地利用計画の策定など</p>	<p>環境、人と地域の自然との関わりの中ではぐくまれた伝統や文化等を活かした観光や製品による雇用の創出及び経済循環を通じて、都市や農山漁村など、様々な地域間相互の交流・対流を促進するとともに、地方への移住や「二地域居住」など都市から地方への人の流れの拡大を図ります。</p> <p>これらに加え、美しい農山漁村、集落やまちなみ、魅力ある都市空間や水辺空間、平泉や橋野鉄鉱山等の歴史的遺産や伝統文化など、地域の個性ある美しい景観の保全、再生、創出を進めるとともに、これらを活用した魅力ある地域づくりを進めます。あわせて、地球温暖化への対応や水環境の改善等の観点から健全な水循環の維持等の取組を進めます。</p> <p>さらに、本県には希少種等を含む様々な野生生物が生息・生育していることを踏まえつつ、外来種対策、野生鳥獣被害対策の推進など、生物多様性の確保と人間活動の調和を図ることなどを通じ、生物多様性に関する取組を社会に浸透させ、自然環境を保全・再生・活用する県土利用を進めます。</p> <p>ウ 安全・安心を実現する県土利用</p> <p>「岩手県国土強靱化地域計画」に基づき、東日本大震災津波の経験や人口減少への対応も踏まえながら、いかなる大規模自然災害が発生しても、「致命的な被害を負わない強さ」と「速やかに回復するしなやかさ」を持った安全・安心な地域社会の構築に向け、「岩手の強靱化」を推進します。</p> <p>そのため、ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせた防災・減災対策を実施するとともに、災害の特性や地域の状況を踏まえた災害リスクの把握及び周知を図ります。また、災害リスクの高い地域については、土地利用の適切な制限や、より安全な地域への諸機能や居住の誘導が重要です。</p> <p>また、災害対応の拠点、病院、エネルギー施設など、経済社会上重要な役割を果たす諸機能の適正な配置や、ライフライン等の多重性・代替性の確保も必要です。その他、被害拡大の防止、仮置場などの復旧復興の備えとしてのオープンスペースの確保、農地の保全管理、森林やその他の生態系の持つ県土保全機能の向上など、地域レベルでの安全性を総合的に高め、災害に強くしなやかな県土を構築します。</p> <p>さらに、本県では、特に、沿岸地域をはじめとして、東日本大震災からの復旧・復興に向けた取組が途上であり、安全で安心な防災都市・地域づくりの観点からも、その取組を推進していきます。</p>	<p>改定の考え方</p> <p>「その他特記事項」</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域の個性ある美しい景観の保全、再生、創出とこれらを活用した魅力ある地域づくりの推進 健全な水環境の維持等の取組の推進 自然環境を保全・再生・活用する県土利用の推進 <p>「『岩手の強靱化』の推進」</p> <ul style="list-style-type: none"> ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせた防災・減災対策の実施 災害の特性や地域の状況を踏まえた災害リスクの把握及び周知 災害リスクの高い地域における土地利用の適切な制限、より安全な地域への諸機能や居住の誘導 経済社会上重要な役割を果たす諸機能の適正な配置 ライフライン等の多重性・代替性の確保 オープンスペースの確保、農地の保全管理、森林やその他の生態系の持つ県土保全機能の向上 <p>「東日本大震災からの復旧・復興に向けた取組の推進」</p>	<p>環境、人と地域の自然との関わりの中ではぐくまれた伝統や文化等を活かした観光や製品による雇用の創出及び経済循環を通じて、都市や農山漁村など、様々な地域間相互の交流・対流を促進するとともに、地方への移住や「二地域居住」など都市から地方への人の流れの拡大を図ります。</p> <p>これらに加え、美しい農山漁村、集落やまちなみ、魅力ある都市空間や水辺空間、平泉や橋野鉄鉱山等の歴史的遺産や伝統文化など、地域の個性ある美しい景観の保全、再生、創出を進めるとともに、これらを活用した魅力ある地域づくりを進めます。あわせて、地球温暖化への対応や水環境の改善等の観点から健全な水循環の維持等の取組を進めます。</p> <p>さらに、本県には希少種等を含む様々な野生生物が生息・生育していることを踏まえつつ、外来種対策、野生鳥獣被害対策の推進など、生物多様性の確保と人間活動の調和を図ることなどを通じ、生物多様性に関する取組を社会に浸透させ、自然環境を保全・再生・活用する県土利用を進めます。</p> <p>ウ 安全・安心を実現する県土利用</p> <p>「岩手県国土強靱化地域計画」に基づき、東日本大震災津波の経験や人口減少への対応も踏まえながら、いかなる大規模自然災害が発生しても、「致命的な被害を負わない強さ」と「速やかに回復するしなやかさ」を持った安全・安心な地域社会の構築に向け、「岩手の強靱化」を推進します。</p> <p>そのため、ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせた防災・減災対策を実施するとともに、災害の特性や地域の状況を踏まえた災害リスクの把握及び周知を図ります。また、災害リスクの高い地域については、土地利用の適切な制限や、より安全な地域への諸機能や居住の誘導が重要です。</p> <p>また、災害対応の拠点、病院、エネルギー施設など、経済社会上重要な役割を果たす諸機能の適正な配置や、ライフライン等の多重性・代替性の確保も必要です。その他、被害拡大の防止、仮置場などの復旧復興の備えとしてのオープンスペースの確保、農地の保全管理、森林やその他の生態系の持つ県土保全機能の向上など、地域レベルでの安全性を総合的に高め、災害に強くしなやかな県土を構築します。</p> <p>さらに、本県では、特に、沿岸地域をはじめとして、東日本大震災からの復旧・復興に向けた取組が途上であり、安全で安心な防災都市・地域づくりの観点からも、その取組を推進していきます。</p>

現行計画書	改定計画書（素案）	改定の考え方	国土利用計画岩手県計画（第五次）
<p>について支援するものとする。</p>	<p>エ 複合的な施策の推進と県土の選択的な利用 <u>このような取組を進めるに当たって、今後、人口減少や財政制約が継続する中で、すべての土地について、これまでと同様に労力や費用を投下し、管理することは困難になることを想定しておく必要があります。特に、人為的に管理された土地は、放棄されれば荒廃する可能性もあることから、県土を荒廃させない取組を進めていくことが一層重要となります。</u> <u>そのため、自然と調和した防災・減災の促進など、複合的な効果をもたらす施策を積極的に進め、県土に多面的な機能を発揮させることで、土地の利用価値を高め、人口減少下においても、県土の適切な管理を行っていくことが必要です。</u> <u>また、適切な管理を続けることが困難な荒廃農地などの土地については、それぞれの地域の状況に応じて、管理コストを低減させる工夫が必要です。森林など新たな生産の場としての活用や、過去に損なわれた湿地などの自然環境の再生、希少野生生物の生息地等としての活用など新たな用途を見いだすことで、最適な県土利用を選択するよう努めます。</u></p> <p>オ 県土の有効利用に向けた多様な主体の参画 <u>これらの取組は、各地域を取り巻く自然や社会、経済、文化的条件等を踏まえ、地域の発意と合意形成を基礎とする土地利用との総合的な調整の上に実現されます。このため、地域住民や市町村など、地域の様々な主体が自らの地域の土地利用や地域資源の管理のあり方等について検討するなど、地域主体の取組を促進することが重要です。</u> <u>また、このような地域による取組を基本としつつ、公による管理と合わせ、水資源や農林水産資源など良好な県土の恵みを楽しむ都市住民や民間企業等の多様な主体の参画も重要です。</u> <u>急激な人口減少下においては、将来的には無居住化する地域が拡大することも想定されることから、県民一人ひとりが県土に関心を持ち、県土利用への多様な主体の参画を進めていくことが、一層、重要となります。</u></p>	<p>「県土を荒廃させない取組の推進」</p> <ul style="list-style-type: none"> 複合的な効果をもたらす施策の積極的な推進（自然と調和した防災・減災の促進など） 県土の多面的な機能の発揮 荒廃農地などの管理コストの低減（新たな用途を見出すことによる最適な県土利用） <ul style="list-style-type: none"> 地域主体の取組の促進（自らの地域の土地利用や地域資源の管理のあり方等についての検討など） 都市住民や民間企業等の多様な主体の参画 県民一人ひとりの県土利用への参画 	<p>エ 複合的な施策の推進と県土の選択的な利用 <u>このような取組を進めるに当たって、今後、人口減少や財政制約が継続する中で、すべての土地について、これまでと同様に労力や費用を投下し、管理することは困難になることを想定しておく必要があります。特に、人為的に管理された土地は、放棄されれば荒廃する可能性もあることから、県土を荒廃させない取組を進めていくことが一層重要となります。</u> <u>そのため、自然と調和した防災・減災の促進など、複合的な効果をもたらす施策を積極的に進め、県土に多面的な機能を発揮させることで、土地の利用価値を高め、人口減少下においても、県土の適切な管理を行っていくことが必要です。</u> <u>また、適切な管理を続けることが困難な荒廃農地などの土地については、それぞれの地域の状況に応じて、管理コストを低減させる工夫が必要です。森林など新たな生産の場としての活用や、過去に損なわれた湿地などの自然環境の再生、希少野生生物の生息地等としての活用など新たな用途を見いだすことで、最適な県土利用を選択するよう努めます。</u></p> <p>オ 県土の有効利用に向けた多様な主体の参画 <u>これらの取組は、各地域を取り巻く自然や社会、経済、文化的条件等を踏まえ、地域の発意と合意形成を基礎とする土地利用との総合的な調整の上に実現されます。このため、地域住民や市町村など、地域の様々な主体が自らの地域の土地利用や地域資源の管理のあり方等について検討するなど、地域主体の取組を促進することが重要です。</u> <u>また、このような地域による取組を基本としつつ、公による管理と合わせ、水資源や農林水産資源など良好な県土の恵みを楽しむ都市住民や民間企業等の多様な主体の参画も重要です。</u> <u>急激な人口減少下においては、将来的には無居住化する地域が拡大することも想定されることから、県民一人ひとりが県土に関心を持ち、県土利用への多様な主体の参画を進めていくことが、一層、重要となります。</u></p>

現行計画書	改定計画書（素案）	改定の考え方	国土利用計画岩手県計画（第五次）
<p>(2) 土地利用の原則</p> <p>土地利用は、土地利用基本計画図に図示された都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域及び自然保全地域の五地域ごとに、それぞれ次の原則に従って適正に行われなければならない。</p> <p>なお、五地域のいずれにも属さない地域においては、当該地域の特性及び周辺地域との関連等を考慮して適正な土地利用を図るものとする。</p> <p>ア 都市地域</p> <p>都市地域は、一体の都市として総合的に開発し、整備し及び保全する必要がある地域である。</p> <p>都市地域の土地利用については、<u>地域特性を考慮しながらコンパクトな都市づくりを推進するなど、誰もが暮らしやすい、持続可能なまちづくりを進める。そのため、大規模な集客施設の適切な位置への立地誘導などにより、地域の実情を踏まえた計画的な土地利用を推進するとともに、良好な市街地の整備や既成市街地の再開発等による低・未利用地の有効利用に係る取組を促進し、都市的土地利用と自然的土地利用との調和を図る。</u></p> <p>また、<u>緑地・水面などの積極的な整備・保全などにより環境への負荷が少ない都市形成を図るとともに、諸機能の分散配置やオープンスペースの確保などにより災害に強い都市形成を図る。</u></p> <p>さらに、<u>歴史的・伝統的な建築物や美しい街並みの保全等による歴史・文化継承や豊かな居住環境の創出等により、地域コミュニティの維持された快適でゆとりある都市環境の形成を図る。</u></p>	<p>(2) 土地利用の原則</p> <p>土地利用は、土地利用基本計画図に図示された都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域及び自然保全地域の五地域ごとに、それぞれ次の原則に従って適正に行います。</p> <p>なお、五地域のいずれにも属さない地域においては、当該地域の特性及び周辺地域との関連等を考慮して適正な土地利用を図るものとします。</p> <p>ア 都市地域</p> <p>都市地域は、一体の都市として総合的に開発し、整備し及び保全する必要がある地域です。</p> <p>都市地域の土地利用については、<u>人口減少下においても必要な都市機能を確保するとともに、この機会をとらえて環境負荷の少ない安全で暮らしやすい都市の形成を目指すことが重要です。このため、地域の状況等も踏まえつつ、郊外への拡大を抑制し、都市機能や居住を中心市街地へ適切に誘導することが重要です。その際、低・未利用地や空き家等の有効利用などにより土地利用の効率化を図ります。特に、空き家については、今後大幅に増加する可能性が高いため、一層の有効利用を図る必要があります。あわせて、郊外部や既存集落等においても、交通ネットワーク等の充実により、生活に必要な機能を楽しむことができるよう、地域の状況を踏まえた対応を行います。</u></p> <p><u>地域の合意を踏まえ、災害リスクの高い地域への都市化の抑制や耐震化等による既存施設の安全性の向上に加え、災害時の避難場所及びオープンスペースの確保に配慮しつつ、より安全な地域への施設や居住等の誘導も重要です。これらの取組により、より安全で環境負荷の低いまちづくりを進めるとともに、中心市街地の活性化や高齢化にも対応したまちづくりなど、地域住民にとってもメリットを実感できるまちづくりを実現します。</u></p> <p><u>都市防災については、地震等に対して延焼危険性や避難困難性の高い密集市街地等について、安全性の向上の推進を図ります。また、諸機能の分散配置やオープンスペースの確保等により、災害に対する安全性を高め、災害に強い都市構造の形成を図ります。</u></p> <p>また、<u>集約化した都市間のネットワークを充実させることによって、拠点性を有する複数の都市や周辺の農山漁村の相互の機能分担や交流・対流を促進することを通じ、効率的な土地利用を図ります。新たな土地需要がある場合には、既存の低・未利用地の再利用を優先させる一方、農林業的土地利用、自然的土地利用からの転換は抑制します。</u></p>	<p>改定の考え方</p> <p>【各地域共通】 各地域の1段落目は国土利用計画法の規定を引用。</p> <p>「都市地域」の利用の基本的な考え方は第五次県計画「2 県土の利用に関する基本構想」の「(2) 地域類型別の県土利用の基本方向」「ア 都市」に記述していることから当該記述を引用する。</p> <p>「人口減少下においても必要な都市機能の確保」（環境負荷の少ない安全で暮らしやすい年の形成）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 郊外への拡大の抑制 ・ 都市機能や居住の中心市街地への適切な誘導 ・ 未利用地や空き家等の有効利用による土地利用の効率化 <p>「より安全で環境負荷の低いまちづくりの推進」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害リスクの高い地域への都市化の抑制 ・ 耐震化等による既存施設の安全性の向上 ・ より安全な地域への施設や居住等の誘導 <p>「災害に強い都市構造の形成」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地震等に対して延焼危険性や避難困難性の高い密集市街地等における安全性の向上 ・ 諸機能の分散配置やオープンスペースの確保 <p>「効率的な土地利用」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 複数の都市や周辺の農山漁村の相互の機能分担や交流・対流の促進 ・ 新たな土地需要には既存の低・未利用地の再利用を優先 ・ 農林業的土地利用、自然的土地利用からの転換の抑制 	<p>(2) 地域類型別の県土利用の基本方向</p> <p>県土の利用に当たっては、各土地利用を個別にとらえるだけでなく、複数の用途が複合する土地利用を地域類型としてとらえた土地利用の検討が重要であることから、代表的な地域類型として、都市、農山漁村及び自然維持地域の県土利用の基本方向を以下のとおりとします。なお、相互の関係性にかんがみ、相互の機能分担や交流・対流といった地域類型間のつながりを双方向的に考慮することが重要です。</p> <p>ア 都市</p> <p>都市においては、<u>人口減少下においても必要な都市機能を確保するとともに、この機会をとらえて環境負荷の少ない安全で暮らしやすい都市の形成を目指すことが重要です。このため、地域の状況等も踏まえつつ、郊外への拡大を抑制し、都市機能や居住を中心市街地へ適切に誘導することが重要です。その際、低・未利用地や空き家等の有効利用などにより土地利用の効率化を図ります。特に、空き家については、今後大幅に増加する可能性が高いため、一層の有効利用を図る必要があります。あわせて、郊外部や既存集落等においても、交通ネットワーク等の充実により、生活に必要な機能を楽しむことができるよう、地域の状況を踏まえた対応を行います。</u></p> <p><u>地域の合意を踏まえ、災害リスクの高い地域への都市化の抑制や耐震化等による既存施設の安全性の向上に加え、災害時の避難場所及びオープンスペースの確保に配慮しつつ、より安全な地域への施設や居住等の誘導も重要です。これらの取組により、より安全で環境負荷の低いまちづくりを進めるとともに、中心市街地の活性化や高齢化にも対応したまちづくりなど、地域住民にとってもメリットを実感できるまちづくりを実現します。</u></p> <p><u>都市防災については、地震等に対して延焼危険性や避難困難性の高い密集市街地等について、安全性の向上の推進を図ります。また、諸機能の分散配置やオープンスペースの確保等により、災害に対する安全性を高め、災害に強い都市構造の形成を図ります。</u></p> <p>また、<u>集約化した都市間のネットワークを充実させることによって、拠点性を有する複数の都市や周辺の農山漁村の相互の機能分担や交流・対流を促進することを通じ、効率的な土地利用を図ります。新たな土地需要がある場合には、既存の低・未利用地の再利用を優先させる一方、農林業的土地利用、自然的土地利用からの転換は抑制します。</u></p>

現行計画書	改定計画書（素案）	改定の考え方	国土利用計画岩手県計画（第五次）
<p>(ア) 市街化区域^{※1}においては、地域の合意を踏まえ、安全性、快適性、利便性等に十分配慮した市街地の開発、交通体系の整備、上下水道その他の都市施設の整備を計画的に推進するとともに、当該地域内の緑地、水辺空間等、自然環境を形成しているもので、良好な生活環境を維持するため不可欠なものについては、積極的に保護、育成を図るものとする。</p> <p>(イ) 市街化調整区域^{※2}においては、都市的な利用を避け、良好な生活環境を保持するための緑地等の保全を図るものとする。</p> <p>なお、既存集落の維持や地域の活性化に必要な場合にあつては、各種制度の活用により、都市的な利用を認めるものとするが、特に、優良な集団的農地内を通る幹線道路沿道においては、無秩序な開発を抑制していくことが必要であり、農用地区域の除外は慎重に行う。</p> <p>一方では、市街化区域では立地困難な施設で特別な事情がある場合には、土地利用の変更を検討することができるものとする。</p> <p>(ウ) 都市地域のうち、市街化区域及び市街化調整区域以外の地域であつて、用途地域が定められている地域の土地利用については、市街化区域における土地利用に準ずるものとし、用途地域の定められていない地域については、土地利用の動向を踏まえ、環境及び農林地の保全に留意しつつ、都市的な利用を認めるものとする。</p> <p>(エ) 都市地域のうち、市街化区域及び市街化調整区域以外の地域であつて、用途地域が定められていない地域の土地であつて、それが市街化調整区域と接触している場合には、良好な都市環境を保持するために緑地や集団的な優良農地の保全等を図るよう努めるものとする。</p> <p>※1 市街化区域 都市計画法第7条第1項による市街化区域をいう。</p> <p>※2 市街化調整区域 都市計画法第7条第1項による市街化調整区域をいう。</p>	<p><u>健全な水循環の維持又は回復や資源・エネルギー利用の効率化等により、都市活動による環境への負荷の小さい都市の形成を図ります。加えて、美しく良好なまちなみ景観の形成、豊かな居住環境の創出、緑地及び水辺空間による生態系ネットワークの形成等を通じた自然環境の保全・再生等により、美しくゆとりある環境の形成を図ります。</u></p> <p>(ア) 市街化区域^{※1}においては、地域の合意を踏まえ、安全性、快適性、利便性等に十分配慮した市街地の開発、交通体系の整備、上下水道その他の都市施設の整備を計画的に推進するとともに、当該地域内の緑地、水辺空間等、自然環境を形成しているもので、良好な生活環境を維持するため不可欠なものについては、積極的に保護、育成を図るものとし<u>ます</u>。</p> <p>(イ) 市街化調整区域^{※2}においては、都市的な利用を避け、良好な生活環境を保持するための緑地等の保全を図るものとし<u>ます</u>。</p> <p>なお、既存集落の維持や地域の活性化に必要な場合にあつては、各種制度の活用により、都市的な利用を認めるものとし<u>ますが</u>、特に、優良な集団的農地内を通る幹線道路沿道においては、無秩序な開発を抑制していくことが必要であり、農用地区域の除外は慎重に行<u>います</u>。</p> <p>一方では、市街化区域では立地困難な施設で特別な事情がある場合には、土地利用の変更を検討することができるものとし<u>ます</u>。</p> <p>(ウ) 都市地域のうち、市街化区域及び市街化調整区域以外の地域であつて、用途地域が定められている地域の土地利用については、市街化区域における土地利用に準ずるものとし、用途地域の定められていない地域については、土地利用の動向を踏まえ、環境及び農林地の保全に留意しつつ、都市的な利用を認めるものとし<u>ます</u>。</p> <p>(エ) 都市地域のうち、市街化区域及び市街化調整区域以外の地域であつて、用途地域が定められていない地域の土地であつて、それが市街化調整区域と接触している場合には、良好な都市環境を保持するために緑地や集団的な優良農地の保全等を図るよう努めるものとし<u>ます</u>。</p> <p>※1 市街化区域 都市計画法第7条第1項による市街化区域をいう。</p> <p>※2 市街化調整区域 都市計画法第7条第1項による市街化調整区域をいう。</p>	<p>「都市活動による環境への負荷の小さい都市の形成」</p> <ul style="list-style-type: none"> 健全な水循環の維持又は回復や資源・エネルギー利用の効率化 <p>「美しくゆとりある環境の形成」</p> <ul style="list-style-type: none"> 美しく良好なまちなみ景観の形成、豊かな居住環境の創出等を通じた自然環境の保全・再生 <p>【各地域共通】</p> <p>国の示す標準例に基づき S62 計画から記載。</p> <p>個別法の改正等もないことから、当該部分の表記は現計画と同内容とする。</p>	<p><u>健全な水循環の維持又は回復や資源・エネルギー利用の効率化等により、都市活動による環境への負荷の小さい都市の形成を図ります。加えて、美しく良好なまちなみ景観の形成、豊かな居住環境の創出、緑地及び水辺空間による生態系ネットワークの形成等を通じた自然環境の保全・再生等により、美しくゆとりある環境の形成を図ります。</u></p> <p>イ 農山漁村</p> <p>農山漁村は、生産と生活の場であるだけでなく、豊かな自然環境や美しい景観、水源の涵（かん）養など都市にとっても重要な様々な機能を有します。</p> <p>生産と生活の場という観点からは、地域特性を踏まえた良好な生活環境を整備するとともに、6次産業化などによる農林水産物の高付加価値化や新たな木材需要の創出等を通じた農林水産業の成長産業化等によって雇用促進や所得向上を図ります。</p> <p>農業にあつては、農業経営の高度化や生産の効率化、生産基盤の整備等により経営体質の強化を進めるなど、高い所得を安定的に確保できる経営体を育成するとともに、安全・安心で高品質な農産物の生産を拡大していくため、生産性・市場性の高い産地づくりの推進や、高品質・安定生産のための高度な生産技術の開発・普及等により、消費者から信頼・支持される全国トップレベルのブランド産地の確立を図ります。林業にあつては、地域の森林経営を担う経営体を育成することなどにより、管理の行き届かない森林を適切に整備していくとともに、NPOや地域住民、企業など多様な主体による森林整備を支援するなど、社会全体が支える森林づくりを進めます。</p> <p>さらに、地産地消や食育等の推進を通じて、消費者にも食料供給源としての農地・森林の重要性についての認識を深めてもらうとともに、地域コミュニティの維持・再生を図ることにより、農地・森林等の適切な利用と管理を促進します。</p> <p>本県には、国の重要文化的景観にも選定されている一関本寺地区や胆沢扇状地の散居集落を始めとした特色ある農村景観が残されていることから、それら美しい農山漁村景観の維持・形成を図ります。あわせて、二次的自然としての農山漁村において、生物の生息空間を適切に確保・配置することにより生態系の維持・形成を図ります。</p> <p>その際、健全な水循環の維持又は回復、農業の担い手への農地の集積・集約、地域協働等による農地の良好な管理、野生鳥獣被害への対応、森林資源の循環利用や森林の適切な整備及び保全を進めること等により、集落の維持、良好な県土管理、美しい景観の保全・創出を図り</p>

現行計画書	改定計画書（素案）	改定の考え方	国土利用計画岩手県計画（第五次）
<p>イ 農業地域 農業地域は、農用地として利用すべき土地があり、総合的に農業の振興を図る必要がある地域である。 農業地域の土地利用については、<u>国の内外における農産物の長期的な需給動向を考慮し、日本の食を守る「食料供給基地岩手」の確立に向けた農業生産力の維持強化、必要な農用地の確保と整備を図るとともに、気象や立地条件などそれぞれの地域に適合した農用地の利用を図る。</u> <u>また、県土保全等、農業の有する多面的機能が高度に発揮されるよう配慮するとともに、環境への負荷の低減に配慮した農用地の利用を図る。</u> <u>近年増加している耕作放棄地は、地域の実情に応じて、営農再開や保全管理等※3 の措置を講じることによりその解消と適切な管理を図る。</u></p> <p>(ア) 農用地区域^{※4}内の土地は、農業の基礎的経営資源として確保されるべき土地であることから、土地改良等の生産基盤の整備を計画的に推進するとともに、他用途への転用は行わないものとする。</p> <p>(イ) 農用地区域を除く農業地域内の農地等については、都市計画等農業以外の土地利用計画との調整を了した場合には、その転用は調整された計画等を極力尊重し、優良農地^{※5}については、農業以外の土地利用計画との調整を了しない地域及び農業以外の土地利用計画の存しない地域においては転用は原則として行わないものとする。</p> <p>※3 保全管理等 市民農園としての利活用や景観作物等の植栽、草刈、水張りその他農地を常に耕作しうる状態に保つ(保全管理)ほか、森林化、原野化した農地については、周辺農地への悪影響の防止を図りつつ、立地条件に応じて森林などとして利用することをいう。</p> <p>※4 農用地区域 農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号による農用地等として利用すべき土地の区域をいう。</p> <p>※5 優良農地 一団のまとまりのある農地や、農業水利施設の整備等を行ったことにより生産性が向上した農地など、良好な営農条件を備えた農地をいう。</p>	<p>イ 農業地域 農業地域は、農用地として利用すべき土地があり、総合的に農業の振興を図る必要がある地域です。 農業地域の土地利用については、<u>食料の安定供給に不可欠な優良農地の確保、荒廃農地の解消等を図ります。</u> <u>また、不断の良好な管理を通じて県土の保全や自然環境保全等の農業の有する多面的機能の維持・発揮を図るとともに、環境への負荷の低減に配慮した農業生産の推進を図ります。</u> <u>その際、農業生産の効率を高め、安定した農業の担い手を確保するため、農地の大区画化等や農地中間管理機構等の活用による農地の集積・集約を推進するとともに、農地等の管理を地域コミュニティで支える活動を支援します。</u> <u>都市における農地については、良好な都市環境の形成及び災害時の防災空間の確保の観点からも、計画的な保全と利用を図ります。</u></p> <p>(ア) 農用地区域^{※3}内の土地は、農業の基礎的経営資源として確保されるべき土地であることから、土地改良等の生産基盤の整備を計画的に推進するとともに、他用途への転用は行わないものとします。</p> <p>(イ) 農用地区域を除く農業地域内の農地等については、都市計画等農業以外の土地利用計画との調整を了した場合には、その転用は調整された計画等を極力尊重し、優良農地^{※4}については、農業以外の土地利用計画との調整を了しない地域及び農業以外の土地利用計画の存しない地域においては転用は原則として行わないものとします。</p> <p>※3 農用地区域 農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号による農用地等として利用すべき土地の区域をいう。</p> <p>※4 優良農地 一団のまとまりのある農地や、農業水利施設の整備等を行ったことにより生産性が向上した農地など、良好な営農条件を備えた農地をいう。</p>	<p>改定の考え方</p> <p>「農業地域」の利用の基本的な考え方は第五次県計画「2 県土の利用に関する基本構想」の「(3) 利用区分別の県土利用の基本方向」「ア 農地」に記述していることから当該記述を引用する。</p> <p>「優良農地の確保と荒廃農地の解消」 「農業の有する多面的機能の維持・発揮」 「環境への負荷の低減に配慮した農業生産の推進」 「農業生産の効率を高め、安定した農業の担い手を確保」</p> <ul style="list-style-type: none"> 農地の集積・集約の推進 地域コミュニティによる農地等の管理 <p>「都市における農地の計画的な保全と利用」</p> <ul style="list-style-type: none"> 良好な都市環境の形成及び災害時の防災空間の確保 	<p>ます。同時に、里地里山などの二次的自然に適応した野生生物の生息・生育環境を適切に維持管理します。</p> <p>また、農山漁村において地域資源と再生可能エネルギーを持続的に利活用する仕組みを構築することで、地域経済の活性化や災害リスクの低減、さらには災害時における被災地への食料供給等にも貢献することが期待されます。</p> <p>これらの取組と並行して、「田園回帰」の流れも踏まえつつ、都市との機能分担や地方への移住・二地域居住などを含む共生・対流を促進します。</p> <p>農地と宅地が混在する地域においては、地域住民の意向に配慮しつつ、地域の特性に応じた良好な生産及び生活環境の一体的な形成を進め、農業生産活動と地域住民の生活環境が調和するよう、地域の状況に応じた計画的かつ適切な土地利用を図ります。</p> <p>一方、急激な人口減少により生活サービス機能等の維持が困難になる中山間地域等の集落地域においては、日常生活に不可欠な施設や地域活動を行う場を歩いて動ける範囲に集め、周辺地域と公共交通などでつなぐ「小さな拠点」の形成を進めることが有効と考えられます。</p> <p>(3) 利用区分別の県土利用の基本方向 利用区分別の県土利用の基本方向は以下のとおりとします。なお、各利用区分を個別にとらえるだけでなく、「県民の暮らしを支える県土利用」、「自然環境や美しい景観を守り活かしていく県土利用」、「安全・安心を実現する県土利用」といった横断的な観点や相互の関連性に十分留意する必要があります。</p> <p>ア 農地 <u>食料の安定供給に不可欠な優良農地の確保、荒廃農地の解消等を図ります。</u> <u>また、不断の良好な管理を通じて県土の保全や自然環境保全等の農業の有する多面的機能の維持・発揮を図るとともに、環境への負荷の低減に配慮した農業生産の推進を図ります。</u> <u>その際、農業生産の効率を高め、安定した農業の担い手を確保するため、農地の大区画化等や農地中間管理機構等の活用による農地の集積・集約を推進するとともに、農地等の管理を地域コミュニティで支える活動を支援します。</u> 中山間地域などの条件不利地域では、地域ぐるみの農地等の管理に加え、他の地域の担い手が農地管理を行う「通い耕作」といった営農形態や都市と農村の共生・対流など地域間の交流・対流の促進による管理も含め、地域の状況に応じた多様な主体による役割分担のあり方も課題です。 <u>都市における農地については、良好な都市環境の形成及び災害時の防災空間の確保の観点からも、計画的な保全と利用を図ります。</u></p>

現行計画書	改定計画書（素案）	改定の考え方	国土利用計画岩手県計画（第五次）
<p>ウ 森林地域</p> <p>森林地域は、森林の土地として利用すべき土地があり、林業の振興又は森林の有する諸機能の維持増進を図る必要がある地域である。</p> <p>森林地域の土地利用については、森林が木材生産等の経済的機能を維持しつつ、将来世代が森林の持つ多面的機能を享受できるよう、重視すべき機能に応じた施業を実施し、多様で健全な森林の整備と保全を図る。</p> <p>特に、森林の持つ二酸化炭素の吸収・固定機能に対する期待が高まってきていることから、森林の利用と保全を両立させた森林経営への取組を推進する。</p> <p>また、原生的な森林や貴重な動植物が生息・生育する森林等、自然環境の保全を図るべき森林については、その適正な維持・管理を図る。</p> <p>さらに、市町村が水源地域の保全に関する条例を制定している場合は、その趣旨を開発計画に反映させるよう努めるとともに、岩手県自然環境保全条例に基づく大規模開発審査^{※9}にあたっては、適切な運用を行っていくものとする。</p> <p>(ア) 保安林^{※7}については、国土保全、水源かん養、生活環境の保全等の諸機能の積極的な維持増進を図るべきものであることから、適正な管理を行うとともに、他用途への転用は行わないものとする。</p> <p>(イ) 保安林以外の森林地域については、経済的機能及び公益的機能の維持増進を図るものとし、林地の保全に特に留意すべき森林、施業方法を特定されている森林、水源かん養機能の高度発揮が期待される森林、優良人工造林地又はこれに準ずる天然林等の機能の高い森林については、極力他用途への転用を避けるものとする。</p> <p>なお、森林を他用途へ転用する場合には、森林の</p>	<p>ウ 森林地域</p> <p>森林地域は、森林の土地として利用すべき土地があり、林業の振興又は森林の有する諸機能の維持増進を図る必要がある地域です。</p> <p>森林地域の土地利用については、「<u>県土水源保全森林</u>」、「<u>生態系保全森林</u>」、「<u>生活環境保全森林</u>」、「<u>資源循環利用森林</u>」の本県独自の4区分により、森林の有する多面的な機能を将来にわたり高度に発揮させるため、発揮を期待する機能に応じた施業を実施し、多様で健全な森林の整備と保全を図ります。</p> <p>特に、森林の持つ二酸化炭素の吸収・固定機能や防災・減災機能に対する期待が高まってきていることから、森林の利用と保全を両立させた森林経営への取組を推進します。</p> <p>その際、森林境界の明確化、施業や経営の委託等を含め、所有者等が適切な森林の整備及び保全を図るとともに、急傾斜地等の立地条件が悪い森林等においては、公的な関与による整備及び保全を推進します。さらに、企業など多様な主体による整備及び保全についても促進します。</p> <p>また、戦後に植林した森林が本格的な利用期を迎えていることから、国産材の利用拡大等を通じた森林資源の循環利用や、森林の整備及び保全を推進します。</p> <p>都市及びその周辺の森林については、良好な生活環境を確保するため、積極的に緑地としての保全及び整備を図るとともに、農山漁村集落周辺の森林については、地域社会の活性化等に配慮しつつ、適正な利用を図ります。さらに、原生的な森林や希少な野生生物が生息・生育する森林等自然環境の保全を図るべき森林については、その適正な維持・管理を図ります。</p> <p>また、本県の豊かな自然や恵まれた自然条件を生かした再生可能エネルギーの導入にあたっては、自然と共生した調和のとれた土地利用を図ります。</p> <p>(ア) 保安林^{※5}については、国土保全、水源涵（かん）養、生活環境の保全等の諸機能の積極的な維持増進を図るべきものであることから、適正な管理を行うとともに、他用途への転用は行わないものとし、</p> <p>(イ) 保安林以外の森林地域については、経済的機能及び公益的機能の維持増進を図るものとし、林地の保全に特に留意すべき森林、施業方法を特定されている森林、水源涵（かん）養機能の高度発揮が期待される森林、優良人工造林地又はこれに準ずる天然林等の機能の高い森林については、極力他用途への転用を避けるものとし、</p> <p>なお、森林を他用途へ転用する場合には、森林の</p>	<p>「森林地域」の利用の基本的な考え方は第五次県計画「2 県土の利用に関する基本構想」の「(3) 利用区分別の県土利用の基本方向」「イ 森林」に記述していることから当該記述を引用する。</p> <p>「多様で健全な森林の整備と保全」</p> <ul style="list-style-type: none"> 機能に応じた施業による森林の有する多面的な機能の将来にわたる高度な発揮 森林の持つ二酸化炭素の吸収・固定機能 防災・減災機能 所有者等による適切な森林の整備・保全 急傾斜地等の森林における公的関与による整備・保全 企業など多様な主体による整備・保全 <p>「森林資源の循環利用」</p> <ul style="list-style-type: none"> 国産材の利用拡大 <p>「都市及びその周辺の森林の良好な生活環境の確保」</p> <ul style="list-style-type: none"> 緑地としての積極的な保全・整備 <p>「自然環境の保全を図るべき森林の適正な維持・管理」</p> <p>・ 再生可能エネルギーの導入における自然と共生した調和のとれた土地利用</p>	<p>【(3) 利用区分別の県土利用の基本方向】</p> <p>イ 森林</p> <p>森林については、「<u>県土水源保全森林</u>」、「<u>生態系保全森林</u>」、「<u>生活環境保全森林</u>」、「<u>資源循環利用森林</u>」の本県独自の4区分により、森林の有する多面的な機能を将来にわたり高度に発揮させるため、発揮を期待する機能に応じた施業を実施し、多様で健全な森林の整備と保全を図ります。</p> <p>特に、森林の持つ二酸化炭素の吸収・固定機能や防災・減災機能に対する期待が高まってきていることから、森林の利用と保全を両立させた森林経営への取組を推進します。</p> <p>その際、森林境界の明確化、施業や経営の委託等を含め、所有者等が適切な森林の整備及び保全を図るとともに、急傾斜地等の立地条件が悪い森林等においては、公的な関与による整備及び保全を推進します。さらに、企業など多様な主体による整備及び保全についても促進します。</p> <p>また、戦後に植林した森林が本格的な利用期を迎えていることから、国産材の利用拡大等を通じた森林資源の循環利用や、森林の整備及び保全を推進します。</p> <p>都市及びその周辺の森林については、良好な生活環境を確保するため、積極的に緑地としての保全及び整備を図るとともに、農山漁村集落周辺の森林については、地域社会の活性化等に配慮しつつ、適正な利用を図ります。さらに、原生的な森林や希少な野生生物が生息・生育する森林等自然環境の保全を図るべき森林については、その適正な維持・管理を図ります。</p> <p>また、本県の豊かな自然や恵まれた自然条件を生かした再生可能エネルギーの導入にあたっては、自然と共生した調和のとれた土地利用を図ります。</p>

現行計画書	改定計画書（素案）	改定の考え方	国土利用計画岩手県計画（第五次）
<p>保続培養と林業経営の安定に留意しつつ、災害の発生、環境の悪化等の支障をきたさないよう十分考慮するものとする。</p> <p>※6 大規模開発審査 岩手県自然環境保全条例第25条による届出に対する第26条の助言又は勧告をいう。</p> <p>※7 保安林 森林法第25条第1項及び第25条の2第1項に規定する保安林をいう。</p> <p>エ 自然公園地域</p> <p>自然公園地域は、優れた自然の風景地でその保護及び利用の増進を図る必要がある地域である。</p> <p>自然公園地域の土地利用については、自然公園がすぐれた自然の風景地であり、その利用を通じて県民の保健、休養及び教化に資するものであることから、<u>適正な管理の下で、自然の特性を踏まえつつ自然体験・学習等の自然とのふれあいの場としての利用を図る。</u></p> <p>(ア) 特別保護地区^{※8}（自然公園法第14条第1項による特別保護地区をいう。以下同じ。）については、その設定の趣旨に即して景観の厳正な維持を図るものとする。</p> <p>(イ) 特別地域^{※9}については、その風致の維持を図るべきものであることから、都市的利用、農業的利用等を行うための開発行為は極力避けるものとする。</p> <p>(ウ) その他の自然公園地域においては、都市的利用又は農業的利用を行うための大規模な開発、その他自然公園としての風景地の保護に支障をきたすおそれのある土地利用は極力避けるものとする。</p> <p>※8 特別保護地区 自然公園法第14条第1項による特別保護地区をいう。</p> <p>※9 特別地域 自然公園法第13条第1項又は第60条第1項による特別地域をいう。</p>	<p>保続培養と林業経営の安定に留意しつつ、災害の発生、環境の悪化等の支障をきたさないよう十分考慮するものとします。</p> <p>※5 保安林 森林法第25条第1項及び第25条の2第1項に規定する保安林をいう。</p> <p>エ 自然公園地域</p> <p>自然公園地域は、優れた自然の風景地でその保護及び利用の増進を図る必要がある地域です。</p> <p>自然公園地域の土地利用については、自然公園がすぐれた自然の風景地であり、その利用を通じて県民の保健、休養及び教化に資するものであることから、<u>適正な管理の下で、自然の特性を踏まえつつ自然体験・学習等の自然とのふれあいの場としての利用を図るなど、都市や農山漁村との適切な関係の構築を通じて、生物多様性に関する取組を社会に浸透させ、自然環境の保全・再生・活用を進めます。</u></p> <p>(ア) 特別保護地区^{※6}については、その設定の趣旨に即して景観の厳正な維持を図るものとします。</p> <p>(イ) 特別地域^{※7}については、その風致の維持を図るべきものであることから、都市的利用、農業的利用等を行うための開発行為は極力避けるものとします。</p> <p>(ウ) その他の自然公園地域においては、都市的利用又は農業的利用を行うための大規模な開発、その他自然公園としての風景地の保護に支障をきたすおそれのある土地利用は極力避けるものとします。</p> <p>※6 特別保護地区 自然公園法第14条第1項による特別保護地区をいう。</p> <p>※7 特別地域 自然公園法第13条第1項又は第60条第1項による特別地域をいう。</p>	<p>改定の考え方</p> <p>「自然公園地域」及び「自然保全地域」の利用の基本的な考え方は第五次県計画「2 県土の利用に関する基本構想」の「(2) 地域類型別の県土利用の基本方向」「ウ 自然維持地域」に記述していることから当該記述を引用する。</p> <p>「自然環境の保全・再生・活用」</p> <ul style="list-style-type: none"> 自然とのふれあいの場としての利用 生物多様性に関する取組の社会への浸透 	<p>ウ 自然維持地域</p> <p>本県には、<u>高い価値を有する原生的な自然地域、野生生物の重要な生息・生育地があり、それらが都市や農山漁村を含めた生態系ネットワークの中核的役割を果たすことも踏まえ、その改変は原則として避け、保全に万全を期するとともに、その適切な配置や連続性の確保を図ります。</u>また、必要かつ効果的な環境保全措置がとれるよう自然環境データの整備等を総合的に図るとともに、<u>自然環境が劣化している場合は再生を図ること等により、適正に保全します。</u>その際、外来種の侵入や野生鳥獣被害等の防止に努めます。</p> <p>また、<u>適正な管理の下で、自然の特性を踏まえつつ自然体験・学習等の自然とのふれあいの場としての利用を図るなど、都市や農山漁村との適切な関係の構築を通じて、生物多様性に関する取組を社会に浸透させ、自然環境の保全・再生・活用を進めます。</u></p>

現行計画書	改定計画書（素案）	改定の考え方	国土利用計画岩手県計画（第五次）
<p>オ 自然保全地域 自然保全地域は、良好な自然環境を形成している地域でその自然環境の保全を図る必要がある地域である。 自然保全地域の土地利用については、高い価値を有する原生的な自然の地域や野生生物の重要な生息・生育地にあつては、<u>動植物の生息・生育環境の改変は原則として避け、保全に万全を期するとともに、その生息・生育空間の適切な配置や連続性を確保する。</u> <u>また、優れた自然の風景地など、自然環境の保全を旨として維持すべき地域にあつては、自然環境の適正な保全を図る。</u> <u>なお、開発等により自然環境が著しく改変されているなど劣化している場合は、残された自然の保全を図るとともに、自然環境の修復・育成に努める。</u> (ア) 特別地区※10 においては、その指定の趣旨に即して、特定の自然環境の状況に対応した適正な保全を図るものとする。 (イ) その他の自然保全地域においては、原則として土地の利用目的を変更しないものとする。</p> <p>※10 特別地区 自然環境保全法第 25 条第 1 項又は第 46 条第 1 項による特別地区をいう。</p> <p>2 五地域区分の重複する地域における土地利用に関する調整指導方針 都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域又は自然保全地域のうち 2 地域が重複している地域においては、次に掲げる調整指導方針に即し、また、3 以上の地域が重複する地域においては、調整指導方針のそれぞれの優先順位及び指導の方向等を考慮して、1 の(1)に掲げる県土利用の基本方向に沿った適正かつ合理的な土地利用を図るものとする。</p> <p>(1) 都市地域と農業地域とが重複する地域 ア 都市地域のうち、市街化区域及び用途地域以外の地域と、農用地区域とが重複する場合 農用地としての利用を優先するものとし、市街地外縁部における都市機能の無秩序な拡散を抑制する。 イ 都市地域のうち、市街化区域及び用途地域以外の地域と、農用地区域以外の農業地域とが重複する場合 土地利用の現況に留意しつつ、農業上の利用との調整を図りながら、都市的な利用を認めるものとする。</p> <p>(2) 都市地域と森林地域とが重複する地域 ア 都市地域と保安林の区域とが重複する場合 保安林としての利用を優先するものとする。</p>	<p>オ 自然保全地域 自然保全地域は、良好な自然環境を形成している地域でその自然環境の保全を図る必要がある地域です。 自然保全地域の土地利用については、<u>高い価値を有する原生的な自然地域、野生生物の重要な生息・生育地があり、それらが都市や農山漁村を含めた生態系ネットワークの中核的役割を果たすことも踏まえ、その改変は原則として避け、保全に万全を期するとともに、その適切な配置や連続性の確保を図ります。</u> <u>また、自然環境が劣化している場合は再生を図ること等により、適正に保全します。</u></p> <p>(ア) 特別地区※8 においては、その指定の趣旨に即して、特定の自然環境の状況に対応した適正な保全を図るものとします。 (イ) その他の自然保全地域においては、原則として土地の利用目的を変更しないものとします。</p> <p>※8 特別地区 自然環境保全法第 25 条第 1 項又は第 46 条第 1 項による特別地区をいう。</p> <p>2 五地域区分の重複する地域における土地利用に関する調整指導方針 都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域又は自然保全地域のうち 2 地域が重複している地域においては、次に掲げる調整指導方針に即し、また、3 以上の地域が重複する地域においては、調整指導方針のそれぞれの優先順位及び指導の方向等を考慮して、1 の(1)に掲げる県土利用の基本方向に沿った適正かつ合理的な土地利用を図るものとします。</p> <p>(1) 都市地域と農業地域とが重複する地域 ア 都市地域のうち、市街化区域及び用途地域以外の地域と、農用地区域とが重複する場合 農用地としての利用を優先するものとし、市街地外縁部における都市機能の無秩序な拡散を抑制します。 イ 都市地域のうち、市街化区域及び用途地域以外の地域と、農用地区域以外の農業地域とが重複する場合 土地利用の現況に留意しつつ、農業上の利用との調整を図りながら、都市的な利用を認めるものとします。</p> <p>(2) 都市地域と森林地域とが重複する地域 ア 都市地域と保安林の区域とが重複する場合 保安林としての利用を優先するものとします。</p>	<p>「自然保全地域の適切な保全・配置や連続性の確保」</p> <ul style="list-style-type: none"> 自然保全地域の改変の回避 自然環境が劣化した場合の再生 <p>【調整指導方針】 土地利用基本計画作成要領を参考にして、S50 計画から記載。 個別法の改正（個別法に基づく地域指定の変更）等もないことから、当該部分の表記は現計画と同内容とする。</p>	

現行計画書	改定計画書（素案）	改定の考え方	国土利用計画岩手県計画（第五次）
<p>イ 市街化区域及び用途地域と保安林の区域以外の森林地域とが重複する場合 都市的な利用を優先するが、緑地としての森林の保全に努めるものとする。</p> <p>ウ 都市地域のうち、市街化区域及び用途地域以外の地域と、保安林の区域以外の森林地域とが重複する場合 森林としての利用の現況に留意しつつ、森林としての利用との調整を図りながら、都市的な利用を認めるものとする。</p> <p>(3) 都市地域と自然公園地域とが重複する地域</p> <p>ア 市街化区域及び用途地域と自然公園地域とが重複する場合 自然公園としての機能をできる限り維持するよう調整を図りながら、都市的な利用を図っていくものとする。</p> <p>イ 都市地域のうち、市街化区域及び用途地域以外の地域と、特別地域とが重複する場合 自然公園としての保護及び利用を優先するものとする。</p> <p>ウ 都市地域のうち、市街化区域及び用途地域以外の地域と、特別地域以外の自然公園地域とが重複する場合 両地域が両立するよう調整を図っていくものとする。</p> <p>(4) 都市地域と自然保全地域とが重複する地域</p> <p>ア 都市地域のうち、市街化区域及び用途地域以外の地域と、特別地区とが重複する場合 自然環境としての保全を優先するものとする。</p> <p>イ 都市地域のうち、市街化区域及び用途地域以外の地域と、特別地区以外の自然保全地域とが重複する場合 両地域が両立するよう調整を図っていくものとする。</p> <p>(5) 農業地域と森林地域とが重複する地域</p> <p>ア 農業地域と保安林の区域とが重複する場合 保安林としての利用を優先するものとする。</p> <p>イ 農用地区域と保安林の区域以外の森林地域とが重複する場合 原則として、農用地としての利用を優先するものとするが、農業上の利用との調整を図りながら、森林としての利用を認めるものとする。</p> <p>ウ 農用地区域以外の農業地域と保安林の区域以外の森林地域とが重複する場合 森林としての利用を優先するものとするが、森林としての利用との調整を図りながら、農業上の利用を認めるものとする。</p>	<p>イ 市街化区域及び用途地域と保安林の区域以外の森林地域とが重複する場合 都市的な利用を優先するが、緑地としての森林の保全に努めるものとします。</p> <p>ウ 都市地域のうち、市街化区域及び用途地域以外の地域と、保安林の区域以外の森林地域とが重複する場合 森林としての利用の現況に留意しつつ、森林としての利用との調整を図りながら、都市的な利用を認めるものとします。</p> <p>(3) 都市地域と自然公園地域とが重複する地域</p> <p>ア 市街化区域及び用途地域と自然公園地域とが重複する場合 自然公園としての機能をできる限り維持するよう調整を図りながら、都市的な利用を図っていくものとします。</p> <p>イ 都市地域のうち、市街化区域及び用途地域以外の地域と、特別地域とが重複する場合 自然公園としての保護及び利用を優先するものとします。</p> <p>ウ 都市地域のうち、市街化区域及び用途地域以外の地域と、特別地域以外の自然公園地域とが重複する場合 両地域が両立するよう調整を図っていくものとします。</p> <p>(4) 都市地域と自然保全地域とが重複する地域</p> <p>ア 都市地域のうち、市街化区域及び用途地域以外の地域と、特別地区とが重複する場合 自然環境としての保全を優先するものとします。</p> <p>イ 都市地域のうち、市街化区域及び用途地域以外の地域と、特別地区以外の自然保全地域とが重複する場合 両地域が両立するよう調整を図っていくものとします。</p> <p>(5) 農業地域と森林地域とが重複する地域</p> <p>ア 農業地域と保安林の区域とが重複する場合 保安林としての利用を優先するものとします。</p> <p>イ 農用地区域と保安林の区域以外の森林地域とが重複する場合 原則として、農用地としての利用を優先するものとするが、農業上の利用との調整を図りながら、森林としての利用を認めるものとします。</p> <p>ウ 農用地区域以外の農業地域と保安林の区域以外の森林地域とが重複する場合 森林としての利用を優先するものとするが、森林としての利用との調整を図りながら、農業上の利用を認めるものとします。</p>		

現行計画書	改定計画書（素案）	改定の考え方	国土利用計画岩手県計画（第五次）
<p>(6) 農業地域と自然公園地域とが重複する地域 ア 農業地域と特別地域とが重複する場合 自然公園としての保護及び利用を優先するものとする。</p> <p>イ 農業地域と特別地域以外の自然公園地域とが重複する場合 両地域が両立するよう調整を図っていくものとする。</p> <p>(7) 農業地域と自然保全地域とが重複する地域 ア 農業地域と特別地区とが重複する場合 自然環境としての保全を優先するものとする。</p> <p>イ 農業地域と特別地区以外の自然保全地域とが重複する場合 両地域が両立するよう調整を図っていくものとする。</p> <p>(8) 森林地域と自然公園地域とが重複する地域 両地域が両立するよう調整を図っていくものとする。</p> <p>(9) 森林地域と自然保全地域とが重複する地域 両地域が両立するよう調整を図っていくものとする。</p> <p>3 土地利用上配慮されるべき公的機関の開発保全整備計画 （該当なし）</p>	<p>(6) 農業地域と自然公園地域とが重複する地域 ア 農業地域と特別地域とが重複する場合 自然公園としての保護及び利用を優先するものとする。</p> <p>イ 農業地域と特別地域以外の自然公園地域とが重複する場合 両地域が両立するよう調整を図っていくものとする。</p> <p>(7) 農業地域と自然保全地域とが重複する地域 ア 農業地域と特別地区とが重複する場合 自然環境としての保全を優先するものとします。</p> <p>イ 農業地域と特別地区以外の自然保全地域とが重複する場合 両地域が両立するよう調整を図っていくものとする。</p> <p>(8) 森林地域と自然公園地域とが重複する地域 両地域が両立するよう調整を図っていくものとする。</p> <p>(9) 森林地域と自然保全地域とが重複する地域 両地域が両立するよう調整を図っていくものとする。</p> <p>3 土地利用上配慮されるべき公的機関の開発保全整備計画 （該当なし）</p>		